

査察調査

我が国は納税者自身による適正な申告と納付に支えられています。

課税の公平を確保するためには、故意に不正な手段で税金を免れた者の責任を厳しく追及しなければなりません。このため、特に悪質な脱税をした者に対しては、査察調査という特別な調査を行い、税金を納めさせるだけでなく、懲役又は罰金という刑罰を科すための証拠収集を行います。

この査察調査には、国税庁と国税局に配置されている国税査察官(全国で約1,500名)が当たっています。

査察調査では脱税者の収入・資産のすべてを調査します。

高級品(車・時計・不動産など)



TOPIC

消費税の不正受還付事案を告発

1

- 高級腕時計を海外へ輸出版売したように偽装するため、インターネット等で購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証や輸出関係書類を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとしていました。
- 不正加担者に実際の工事代金を水増しした内容虚偽の工事請負契約書及び請求書を作成させ、課税仕入れを過大に計上することで、不正に消費税の還付を受けようとしていました。

TOPIC

社会的波及効果の高い事案を告発

2

脱税指南者が、複数の給与所得者を勧誘した上で、架空の事業所得の損失を計上して給与所得と損益通算することにより、給与所得に係る源泉所得税の還付を受ける不正手段を指南し、これらの者の所得税を免れさせていました。

脱税で有罪になると

最長で懲役10年＋罰金が科されます。

一審判決の状況 (令和6年度)

有罪判決の割合	懲役	罰金
100%	平均 約15.7月	平均 約1,500万円



TOPIC

輸出免税制度を悪用した消費税受還付犯に実刑判決

3

実際には輸出業務を行っていないにもかかわらず、輸出免税制度を悪用し、架空の輸出免税売上げ及び架空の課税仕入れを計上することで、不正に消費税の還付を受けた者に懲役2年6月の実刑判決が出されました。

国税庁ホームページ

国税庁

🔍 検索

🔒 <https://www.nta.go.jp>



Web-TAX-TV
(インターネット番組)



「脱税を見逃さない！ 国税査察官の仕事」
〔14分52秒〕

「隠された脱税資金を追え！ 国税査察官の仕事Ⅱ」
〔20分52秒〕

